

島根県における福祉サービス第三者評価の次期数値目標の設定について

(島根県健康福祉部地域福祉課)

1 数値目標設定の経緯

平成29年6月に閣議決定された規制改革実施計画において、介護分野における利用者の選択に資する情報の提供という観点から第三者評価について改善すべき事項が指摘

↓

全国社会福祉協議会に設けられた「福祉サービスの質の向上推進委員会」で検討

↓

その結果を踏まえ、厚生労働省が、高齢者福祉サービス事業所及び障害福祉サービス事業所における第三者評価の実施に係る留意事項の通知を发出

(留意事項通知抜粋)

高齢者福祉サービス（障害福祉サービス等）全体の数値目標に加えて、次表の全てのサービス区分ごとの数値目標を設定すること。ただし、当面は、現在のサービス区分ごとの事業の実施状況や評価機関の確保等を勘案して、全てのサービス区分ではなく、一部のサービス区分で数値目標を設定することとしても差し支えないこと。

2 令和3年度に設定した数値目標

- ・高齢者分野における令和4年度からの目標値は、新型コロナの影響を踏まえ令和3年度を上回る3件とし、その後は前年を上回る件数を目標値として設定。
- ・障がい分野における令和4年度からの目標値は、新型コロナの影響を踏まえ令和3年度を上回る2件とし、その後は前年を上回る件数を目標値として設定。

区 分	R4	R5	R6
高齢者	3	4	5
障がい	2	3	4

3 令和4～6年度の実績

区 分	R4	R5	R6 (見込み)
高齢者	2	4	10※
障がい	4	0	0

※同一法人内で複数の事業を行っている場合、同時に受審することが多いため。

例：特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護と居宅介護支援を受審する場合、受審実績は3件となる。

4 令和7年度以降の数値目標について（案）

県内の第三者評価機関は4機関のみであり、また、受審費用が1件あたり30万円程度かかることを考えると、急激な増加は引き続き見込めない。



（案1 従来の考え方）

- ・高齢者分野における令和7年度の目標値は、過去3年間の平均を上回る6件とし、その後は前年を上回る件数とする。
- ・障がい分野における令和7年度の目標値は、過去3年間の平均を上回る2件とし、その後は前年を上回る件数とする。

区分	R7	R8	R9
高齢者	6	7	8
障がい	2	3	4

参考 H30年度に設定した数値目標

- ・高齢者分野における令和元年度の目標値は、サービス区分毎ではなく全体の数値目標とし、過去3年間の平均を上回る3件、その後は前年を上回る件数とする。
- ・障がい分野における令和元年度の目標値も同様に全体の数値目標とし、まずは実績をあげることに主眼を置き1件とし、その後は前年を上回る件数とする。

区分	R元	R2	R3
高齢者	3	4	5
障がい	1	2	3

3 令和元～3年度の実績

区分	R元	R2	R3
高齢者	11	6	2
障がい	7	2	1